六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
亀岡沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県東置賜郡高畠町大字亀岡
字払川　四〇一一番　一号及び十号
四〇二七番　二号及び三号
四〇二六番　四号及び五号
四〇一三番　六号
四〇一二番　七号から九号まで
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水無川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を一級河川水無川右岸境界線に沿って結んだ線、標柱六号と七号を昭和三十六年建設省告示第百六号で指定した水無川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を一級河川水無川左岸境界線に沿って結んだ線、標柱十号と十一号を結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県長井市寺泉
字蟹沢上　一二八九番四　一号
一二八九番一　二号
一二九一番一　三号及び四号
一二〇〇番五　五号
字寺西　五〇三七番　六号
字小峰　一二〇六番四地先河川敷　七号
一二〇一番一　八号及び九号
字鞘巻上　一一八六番六　十号及び十一号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田入沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県長井市小出
字金井神宅三　三三七三番一　一号及び二号
三三五八番　三号
字梨ノ木沢　三六〇七番一　四号及び五号
三六〇六番一　六号から八号まで
三六〇三番一　九号から十四号まで
字虚空蔵山　三五九八番六　十五号から十七号まで
字手代山　三六〇一番一　十八号から二十号まで
三六〇二番一　二十一号から二十三号まで
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大石沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十七年国土交通省告示第三百二十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻
字大兀入　七二二七番三四　一号から三号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を平成十七年国土交通省告示第三百二十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻
字毘沙門沢一　七二二一番一　四号及び五号
七二一四番　六号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号と八号を結んだ線及び標柱七号と八号を平成十七年国土交通省告示第三百二十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻
字毘沙門沢一　七二二一番一　七号
七二一三番二　八号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大鮎貝川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を昭和三十八年建設省告示第千百七十九号で指定した大鮎貝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡白鷹町大字高玉
字安海檀　四一四一番二七地先　一号
河川敷　四一五二番五十四　二十四号
四一五六番一　二号、五号及び八号
字切端　四一五六番三　三号
四一五四番九　四号
四一五四番六　六号及び七号
四一五五番一三　九号
四一五五番七　十号
四一五五番六　十一号及び十二号
四一五五番一〇　十三号
四一五五番一一　十四号及び十五号
四一五四番一〇　十六号及び十九号
四一五四番七　十七号、十八号及び二十号から二十三号まで
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
前沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡白鷹町大字下山
字柱ノ澤　一一六〇番一七　一号から四号まで
字熊ノ脇　一一七八番　五号
字柱ノ澤　一一六〇番一六　六号及び七号
字稲荷山　一一八七番一八　八号
一一八七番一七　九号から十一号まで

○国土交通省告示第千百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年十一月九日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
影平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県豊後高田市黒土
字下黒土東　四四七番一　一号
四四四番三　二号
四四一番二　三号
四一九番八　四号
四一七番一　五号
字下黒土役王　三八七番　六号
字下黒土上ノ　三一五番　七号
字下黒土竹ノ上　三二九番三　八号及び九号
三一〇番三　十号
三一〇番一　十一号
三〇七番二　十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
恒清川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県国東市安岐町富清
字永吉　三八八五番一　一号
三八八五番二　二号
三八九七番一　三号、四号及び六号
三八九一番一地先道路敷　五号
三九〇二番一　七号
三九〇三番一　八号
三九〇四番一　九号
字妙見　三九番一　十号
三七番二　十一号及び十二号
三三番　十三号
字安政　二七番　十四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中岐部川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県国東市国見町岐部
字大内迫　三七七〇番一　一号
三七七〇番二　二号
三八〇四番　三号
三七七三番　四号
三七八二番　五号
三七五六番　六号